

史跡等を活かした地域づくり・観光振興

遺跡整備研究室では、遺跡整備に携わる行政担当者・研究者等を対象として、2017年12月22日に「遺跡整備・活用研究集会」を開催し、71名の参加者を得ました。

近年、地域づくりや観光振興において、文化財を活用することが当たり前のこととなってきました。国全体の動きとしても、歴史文化基本構想の策定や、日本遺産の認定等、文化財の総合的な活用に関する施策がますます推進されてきています。さらに、文化財の活用における弾力的な制度運用を目的に、文化財保護法の改正に向けた検討も現在進行中です。

文化財の保存活用の実務を担う、地方公共団体の中には、文化財をまちづくり等に積極的に活用するため、文化財担当部局を教育委員会から首長部局に移し、都市計画・観光部局との円滑な連携をはかったところもあります。いっぽう、小規模な地方公共団体では文化財担当者が少なく、積極的な取組をおこなうのは困難な状況も見受けられます。

以上をふまえ、研究集会では「史跡等を活かした地域づくり・観光振興」をテーマに、今年度から文化庁に設けられた地域創生本部の研究官である村上裕道氏に、基調講演として、文化庁の施策のこれからについてお話いただくとともに、5つの地方公共団体の文化財担当者から事例報告をいただき、文化財担当部局の組織や職務のあり方について、議論・情報共有をおこないました。

文化財の「活用」は、「保存」と対立するものではなく、人々の文化財に対する理解・愛着を深め「保護」に資するものとして、実施されていかねばなりません。今後も遺跡整備研究室では、遺跡の適切な保存活用のあり方について、調査研究を進めていきます。

(文化遺産部 高橋 知奈津)



総合討議の様子